

平成 29 年 9 月 27 日

一般社団法人
日本周産期・新生児医学会
有 権 者 各 位

一般社団法人日本周産期・新生児医学会
選挙管理委員会
委員長 中林 正雄

平成 29 年度「評議員選挙」に関する通知(選挙案内)

本学会の定款施行細則の第 13 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条に従い、平成 29 年 11 月から評議員選出のための選挙に関する手続きを開始いたします。

これにより、評議員の立候補者の募集を下記の要領で行ないますので、ご承知いただきますよう宜しくお願いいたします。

[記]

1. 選挙区

全国区での選挙となります。

2. 評議員の定数

直接選挙で選ばれる評議員の人数は、平成 29 年 11 月 1 日現在の一般会員数より各専門領域別(A・B・C 領域)に会員 25 名に 1 人として算出し、その数から理事会推薦評議員数(15%)を減じた数を定数とします(施行細則第 13 条第 2 項、第 3 項)。

3. 立候補者の募集

(1) 立候補の方法(施行細則第 21 条第 3 項)は、募集期間内に所定の用紙に、立候補事由(100 字以内)、会員番号、領域名、氏名、年齢を明記の上、メールに添付し、選挙管理委員会宛(senkyo@jspnm.org)に送付してください。

※なお、領域は 11 月 1 日現在登録されている領域となりますので、事前にマイページで確認してください。

(2) 立候補の届出期間は、11 月 13 日(月)より 12 月 5 日(火)17 時までとします。

(3) 立候補者の資格(施行細則第 19 条)は、次の基準を満たす一般会員です。

- ・引き続き 5 年以上の会員である。
- ・診療、教育、研究活動に優れた業績がある。
- ・平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢が満 65 歳未満である。

4. 投票および開票の日程(予定)

- (1) 投票案内の送付 平成 30 年 12 月(機関誌第 4 号に同封)
- (2) 投票の期間 平成 30 年 1 月 10 日(水)～平成 30 年 1 月 31 日(水)15 時まで
- (3) 開票日 平成 30 年 2 月 5 日(月)18 時より(予定)

5. 選挙の要領(施行細則 21 条第 5 項、第 7 項)

- (1) 投票方法は、学会ホームページ上での電子投票のみです。学会ホームページの会員専用ページ内の「電子投票」ボタンから投票をします。
尚、電子投票の方法については機関誌第 4 号発送時に投票案内、解説書を同封いたします。
- (2) 投票可能な対象領域と人数は、A領域 10 名、B領域 10 名、C領域 2 名です。
最大で 22 名、最少で 0 名の投票ができます。
- (3) 所属領域以外の投票については、1 票を 1/3 票として集計します。
- (4) 電子投票は、投票者を特定できない無記名投票になるシステムになっています。

6. 評議員の選挙権は次の基準を満たす一般会員が有します。(施行細則第 20 条)

- ・引き続き 1 年以上の会員である。
- ・会費を 2 年以上(選挙の年とその前年)納入している。
- ・施行細則第 4 条の 1 年会員ではない。

7. 開票場所

東京都新宿区市谷本村町 2-30 一般社団法人日本周産期・新生児医学会 事務局

8. その他

(1) 評議員の総定数について

- ・評議員の総定数は、評議員選出を行なう前年の 11 月 1 日現在の施行細則第 4 条に定める 1 年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科など A・B 以外の科)領域の各会員数 25 名につき 1 名の割合とし、会員数に 25 名未満の端数を生じた場合は、13 名を超える時に 1 名を加えるとの規定(施行細則第 13 条 2 項)により、今回の評議員の試算された定数は下記の通りとなります。11 月 5 日以

降に最終の直接選挙評議員数をホームページに掲載します。

◇平成 29 年 7 月 1 日の会員数より試算された評議員数

	会員数	暫定評議員 総定数	理事会推薦 定数(15%)	直接選挙 定数	現評議員数
A 領域(産婦人科)	4,790	192	29	163	160
B 領域(小児科)	3,022	121	18	103	117
C 領域(小児外科他)	719	29	4	25	25
合 計	8,531	342	51	291	302

- ・理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行います。(施行細則第 13 条第 5 項)
- ・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充します。(施行細則第 13 条第 7 項)

(2) 理事と周産期学シンポジウム運営委員の選挙について

評議員選挙終了後、平成 30 年 3 月より「理事と周産期学シンポジウム運営委員」の選挙を下記の日程で予定しています。

- ・3 月末 選挙の公示
- ・3 月末～4 月中旬 立候補者の受付期間
- ・5 月上旬～5 月下旬 投票期間
- ・5 月下旬 開票

9. 選挙に関してのお問い合わせ先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内

一般社団法人日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛

TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104

E-mail senkyo@jspnm.org

.....
注)本資料に記載している日時は、平成 29 年 9 月 25 日現在の予定です。日時の変更に関しては、ホームページなどで適宜連絡いたします。